

学校法人清泉女学院 役員報酬規程

学校法人 清泉女学院

(目的)

第1条 この規程は、学校法人清泉女学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事及び監事をいう。
2. 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
3. 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
4. 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、設置各校及び本部の給与規程等に基づくものを含まない。
5. 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

1. 常勤の役員 報酬
 2. 非常勤の役員 報酬
- ② 賞与、退職慰労金は、支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬月額の上限の額は次のとおりとし、各区分の報酬月額はその範囲内で、理事会において決定する。

1. 理事長	月額	250,000円
2. 常勤理事	月額	50,000円
3. 非常勤理事	月額	50,000円
4. 監事	月額	50,000円

(削除)

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給の時期は毎月25日とする。ただし、支給日が休日又は土曜日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- ② 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- ③ 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める役員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

② 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は平成3年4月1日から施行する。
2. この規程は平成5年4月1日から改正施行する。
3. この規程は平成19年4月1日から改正施行する。
4. この規程は平成30年4月1日から改正施行する。
5. この規程は令和2年4月1日から改正施行する。